

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(※1)の事業名)	揮発油販売業経営合理化基金（信用保証事業）
法人名	(社)全国石油協会
基金額（国庫補助金等相当額）	15,278百万円（13,925百万円）（平成18年4月1日）
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	揮発油販売業者の設備の近代化、転廃業の実施等の資金の借り入れに対して債務保証を行う。

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2)）	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。	
基金事業を終了する時期	平成27年度までに事業を終了する。	
次回の見直し時期	平成21年度	
基金事業の目標	中小零細企業が大半を占める揮発油販売業界において、揮発油販売業者の経営の合理化及び転廃業の促進を図り、もって石油製品の安定供給確保を図る。具体的には、小口信用保証制度を新たに受けた事業者に係る翌年度の事故率（代位弁済率）が、登録事業者の平均減少率を下回ること。	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	0.7	
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) $\text{保有割合} = (\text{基金運用収入額} + \text{保証料収入額} + \text{求償権回収額}) \div (\text{実施事業費(代位弁済額)} + \text{管理費})$ (算出に用いた数値) 数値はH15～17年度実績平均値 基金運用収入額：171百万円 保証料収入額：78百万円 求償権回収額：324百万円 実施事業費(代位弁済額)：553百万円 管理費：215百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
	[有の場合]	—
	(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)	—
その他	—	

(※1) 「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2) 「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

(※3) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(※1)の事業名)	環境・安全等対策基金
法人名	(社)全国石油協会
基金額(国庫補助金等相当額)	20,206百万円(20,195百万円)(平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	揮発油販売業者等が行う環境・安全対策事業、災害対応事業、構造改善対策等事業に対して支援を行う。

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	<p>○平成18年度中に石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金、品質管理基金、特定事業基金、揮発油販売業経営合理化指導基金を統合し、環境・安全等対策基金を設置。</p> <p>○平成18年度及び平成19年度以降に国からの補助金の一部を国庫へ返納。</p>	
基金事業を終了する時期	平成27年度までに事業を終了する。	
次回の見直し時期	平成21年度	
基金事業の目標	揮発油販売業者等が安全に適正な石油製品を提供する環境を整備し、石油製品の安定供給を可能とする。	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	0.8	
基金の保有割合の算出	<p>(算出に用いた方式)</p> $\text{保有割合} = (\text{基金運用収入額}) \div (\text{補助・補てん見込額} + \text{管理費})$ <p>(算出に用いた数値) H19~23年度見込額</p> <p>基金運用収入額: 1,425百万円</p> <p>補助・補てん見込額: 1,344百万円</p> <p>管理費: 567百万円</p>	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
	[有の場合]	—
	(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)	—
その他	—	

(※1) 「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2) 「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

(※3) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。